

平成 29 年度第 4 回区議会定例会 教育委員会関係質問・答弁概要

自民	戸張 幸次郎 議員	代表質問	1
質問要旨	グローバル社会における国際理解教育のあり方について ○グローバル社会における国際理解教育の課題と、今後どのように取り組んでいくのか見解を問う		
答弁者	教育担当部長		

戸張議員のグローバル社会における国際理解教育のあり方についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘の通り、グローバル化が進んだ社会において、国際社会の一員としての責任を自覚し、社会的課題の解決に積極的に参画する適応力、対応力をもったグローバル人材の育成は喫緊の課題であると認識しております。

国際理解教育は、単なる語学スキルの向上だけでなく、外国文化への理解や、国際社会で通用するためのコミュニケーションを図ろうとする姿勢などを育み、国際感覚を醸成していくことが肝要であると考えております。

区は国際教育を推進するため、区立保育園・幼稚園・こども園・小学校に ALT（外国語指導助手）を各校園に派遣し、まずは外国語に慣れ親しむためにゲームや歌などを取り入れ、外国の言語や文化などにも触れた外国語の授業を定期的に展開しています。また、中学校においては、ALT の派遣に加え、日本英語検定協会が実施する技能検定への支援や海外交流教育などに取り組んでまいりました。

こうした中、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」を契機としたオリンピック・パラリンピック教育の推進は、子どもたちにとって外国の言語や文化、歴史等に直接・間接に触れることのできる、またと無い絶好の機会であると捉えております。一流アスリートとの交流や、区内の大使館と連携して世界各国の歴史や文化・スポーツなどについて調べる「世界ともだちプロジェクト」の実施、障がい者理解の推進など、語学の習得に止まらない様々な学習・体験を通じて、国際理解を促進するとともに、目標達成への努力や困難に立ち向かう意欲を培うスポーツ志向の涵養などに取り組んでまいります。

今後は、国際理解教育を実のあるものにするため、単に知識を習得するだけでなく、更なる多様な体験活動や、積極性、自己表現力などを高めるための学習をより一層取り入れ、社会に出てからも活かせる実践的な能力の育成を図ってまいります。

千代田	はやお 恭一 議員	代表質問	2
質問要旨	1 教育委員会について (1) 本区の教育委員会に求められる役割と機能をどのように考えているのか。 (2) 教育委員の数や人材の多様性をどのように担保するべきか、教育プロパーの選任も含めて問う。 (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条の規定に鑑みて愛知県教育委員選任事例についての認識を問う。		
答弁者	教育長		

はやお議員の教育委員会に関するご質問にお答えいたします。

まず、本区の教育委員会に求められる役割と機能についてですが、一般的に教育委員会は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教育職員の任免等の事務、並びに社会教育その他教育、学術、文化に関する事務を管理・執行する合議制の執行機関です。

しかし、本区においては文化やスポーツ等に関する事務は区長部局の事務とし、教育委員会では「共育大綱」にも謳っておりますように、0歳から18歳までを見通して統一的、効率的に次世代育成支援施策及び教育施策を実施しているところ です。

次に、その役割と機能を達成するために、教育委員の数や人材の多様性をどのように担保するべきか、ですが、法の規定により教育委員の定数は4名のところ、うち1名が現在欠員の状況になっています。

欠員の補充については、教育委員会としても課題として認識しており、教育委員会がより多様な人材の知見を教育行政に反映させられることが望ましいことから、教育プロパーの人材の活用も含め、区長部局と協議させていただきたいと考えております。

次に、法第12条の規定についてですが、これは教育委員の行動規範である服務規定として、政治的行為を制限する趣旨であり、教育の政治的中立性の確保は極めて重要なものと認識しております。

すなわち教育は個人の精神的な価値の形成を目指していく面があるため、その内容が政治的影響に左右されることなく、中立公正であるということが大切です。

教育委員会におきましても、先の区議会第3回定例会における教育委員の政治活動に係る議会からの指摘について教育委員と情報共有を図り、あらためて教育委員の服務規定である法令の趣旨を徹底すること、政治活動を行わないことを確認したところです。

議員ご指摘の愛知県教育委員選任案撤回事例については、教訓的事例として重く受け止め、本区においてこのような事態に至ることのないよう、慎重を期してまいりたいと考えます。

紡 民	岩佐りょう子 議員	代表質問	4
質問要旨	児童福祉法の改正で、児童相談所の設置が特別区でも可能となったが、里親委託の推進等、家庭養護の原則も視野に入れる必要がある。 1 児童相談所設置にむけ、児童養護施設がない当区は、養護施設との連携をどのように考えているか。 2 児童福祉法の改正を踏まえて、家庭養護に対して区の責務をどのようにとらえているのか。 3 家庭養護を推進するために、区内で協力家庭を増やしていくことが必要であるが、区の事業として進めていく考えはあるか。		
答弁者	子ども部長		

岩佐議員のフレンドホーム制度についてご質問にお答えします。

まず、当区において、児童養護施設との連携についてですが、今後区立の児童相談所を設置した場合、児童養護施設の入所についても区の権限を持って、措置することになります。今後は、特別区の児童相談所が協力して都内外の児童養護施設との新たな関係を構築するため、本区においても今から児童養護施設の関係づくりに取り組んでまいります。

次に家庭養護に対しての区の責務についてですが、児童相談所設置を進めていく

上では、区はすべての要保護児童に対し、責任を持つため、家庭養護についても区が責任をもって取り組んでいく事業であると認識しています。

社会的養護においては、保護者による養育が不十分または養育を受けることが望めないすべての子どもの養護は、家庭養護が望ましく里親委託を優先して検討することを原則としています。

本区においては、里親の周知・啓発活動を行っているもののなかなか登録に結びつかない現状があります。今後も粘り強く、周知・啓発活動を進めるとともに、フレンドホーム制度、週末里親制度等を活用して区独自の方法を研究してまいります。

最後に、家庭養護の推進についてですが、区内で協力家庭を増やし、区の事業として進めていく考えについてですが、本区の状況は、子どもの人口の急増に伴い、区内に地縁、血縁がなく、子育ての様々な悩みや不安、戸惑いなどを抱える子育て世代が増えています。また、児童虐待に関する相談も増えており、気軽に相談できる場と機会を確保するとともに、妊娠・出産期から子育て期に至るまでの切れ目のない支援体制を構築する必要があります。そのためには、区で協力家庭を募集し、研修会や支援を行い、何日間か子どもを預かり、育児を助けてくれる千代田区版の里親になりうる協力家庭が必要です。早急に取り組むべき児童相談所機能の事業であり、区の事業としてしっかりと進めてまいります。

公 明	大串 ひろやす 議員	代表質問	5
質問要旨	1 乳幼児の保育、教育のあり方について (1) 保育所保育指針、幼稚園教育要領等の改定を踏まえた、区の乳幼児の保育・教育の基本的な考え方について		
答弁者	区 長		

大串議員の区としての乳幼児の保育・教育の基本的な考え方に関するご質問にお答えいたします。

- 区では、平成26年に「子供が健やかに育つための環境の確保に関する条例」を制定し、安心して子育てができ、子どもたちがすくすくと育つ地域づくりを進めてきた。
- また、子どもの健やかな育ちを実現する上で、遊び場の確保は必須であり、「子どもの遊び場に関する基本条例」を策定し、区内各所に子どもの遊び場を整備・拡大してきた。
- 子どもが健やかに育つ環境づくりは、保育園、幼稚園、こども園の別なく、子どもの最善の利益が実現され、子どもを産み育てることに優しい環境を整え、遊びの場を確保していくことが肝要であることは、議員の思いと軌を一にするところである。
- 今回の国による保育指針等の一連の改定は、これまで本区が取り組んできた保育・教育の方向性を追従するものであり、区としてはこれまでの方向性に変わりはない。
- 今後も、子どもの主体性を育みつつ、小学校の教育に切れ目なくつながる就学前教育の充実に努めていく。

なお、詳細及び他の事項については、関係理事者をもって答弁いたさせます。

公 明	大串 ひろやす 議員	代表質問	5
質問要旨	1 乳幼児の保育・教育のあり方について (1) 保育所保育指針、幼稚園教育要領等の改定を踏まえた、区の乳幼児の保育・教育の基本的な考え方について (2) 保育・教育の質や、子どもの育ちの保証、「子どもが健やかに育つための環境に関する条例」の環境の意味とは何か。 (3) 就学前プログラムの基本的な考え方を、基本理念や方針として明確化すべきではないか。また、コンパクトで分かりやすい就学前プログラムの保護者版の作成について 2 乳幼児の療育について (1) 乳幼児の療育について区としての基本的な考えについて (2) 千代田区版「赤ちゃん手帳」の作成について (3) さくらキッズの拡大の検討状況について (4) 療育費用の無償化について		
答弁者	子ども部長		

大串議員の乳幼児の保育・教育のあり方について関するご質問について、区長答弁を補足してお答えいたします。

まず、来年度から施行される、改定された保育所保育指針や幼稚園教育要領等の内容は、議員ご指摘のとおり、0歳児から2歳児の保育の記載が充実したことや、保育所が幼児教育の場として位置付けられたこと、何よりも子どもの主体的な活動を援助する役割を担うことなどを明文化したことなど、日本の乳幼児の保育・教育にとって大変重要であると認識しているところです。

次に、保育・教育の質についてですが、2015年、OECD（経済協力開発機構）が保育の質とは、「子どもたちが心身ともに満たされ、豊かに生きていくことを支える環境や経験」と位置付けております。乳幼児教育は遊びを通じて学びに発展させていくため、我々もOECDの認識どおりであると考えます。

次に、子どもの育ちの保証及び「子どもが健やかに育つための環境に関する条例」の環境の意味についてですが、ご指摘にもあったの子ども主体的な活動を促すため、子どもが安全・安心して遊べる環境を、地域が一丸となって構成していくことに他ならないと考えております。

時代によって、地域の環境は異なっていくと存じますが、条例第3条に基づき、区は、子どもの立場に立って、子どもの最善の利益が実現される環境が実現されるように努めてまいります。

次に、千代田区の子どものための就学前プログラムについては、概要版は作成しているものの、保育士や幼稚園教諭を対象にしているため、保護者目線に立った保育・教育の記述になっていないことは否めません。

ご質問の中の世田谷区の「なるほど！せたがやのほいく」を見ますと、マンガや挿絵を活用して、保育内容を丁寧かつ分かりやすく記述している印象です。そのため、本区としても、就学前プログラムについては、ご指摘を踏まえて、「目指すべき保育・教育の質」などを多くの人に内容を理解していただけるよう、工夫して周知を図ってまいりたいと思います。

具体的には、例年7月に発行している子育て応援！ガイドブックに、この内容を盛り込むことを検討し、対応してまいりたいと考えます。

次に、乳幼児の療育に関するご質問にお答えいたします。

まず、乳幼児の療育について区としての基本的な考えですが、子どもの障害は、脳の発達が著しい、できるだけ早い乳幼児期に発見することが大切であり、発見後は、早期療育へとつなげることが重要であると考えています。

子どもの障害等の発見については、出産時における医療機関での診断、保健所の乳幼児健診、保育園、幼稚園の利用から、児童・家庭支援センターやさくらキッズへとつながり、個々の状況に応じて療育指導が開始されます。関係機関が連携しながら乳幼児の発達に即して早期に療育を開始します。

区は、障害等をお持ちのお子さんとその保護者が安心して地域で暮らしていけるように子どもケアプランの導入を検討しています。大津市の取り組み等も参考にしながら、乳幼児期から就学後も切れ目のない支援を行う仕組みを検討してまいります。

また、大津市の「赤ちゃん手帳」については、年齢に応じた育ちの特徴や関わり方についての信頼できる情報を行政が提供しており、発育・発達の細やかな記録を1冊のノートに保護者が記録し、関係機関と切れ目なく共有できる点が非常に優れていると考えます。現在、区は母子健康手帳の他に、「母子健康手帳副読本」、「予防接種と育児応援ナビ」など様々なツールを提供していますが、これらを整理するなどして保護者が活用しやすい情報の提供について検討していきます。

また、情報共有の仕組みについては、まずは「子どもケアプラン」として障害をお持ちのお子さんから構築していきます。

次にさくらキッズの拡大の検討状況ですが、さくらキッズは、登録者、利用者とも年々増加しています。さくらキッズでは、お子さん一人一人の状況に応じて指導を進めており、保護者の方と相談しながら利用調整を行っています。個別指導の枠を拡充したり、また、特に需要の多い、言語療育の専門スタッフを増やす等対応しています。

さくらキッズの拡大については、需要のバランス、法内か法外で事業を拡大するのか等、様々な課題がありますが、増え続ける需要に対して、対応策を考えてまいります。

最後に療育費用の無償化ですが、さくらキッズは、ご指摘のように子どもの発達についての気がかりや心配について、気軽に相談し、利用できるようにと療育に関しても無料となっております。

民間事業者の療育を受けている子どもは、その特性により、さくらキッズと併用しているお子さんも多いという現状があります。この民間事業者のサービスを受けるに当たり、現在、関係法令の中で、低所得の方は、負担額はゼロであり、それ以外の方も負担上限額が定められております。

民間事業者の療育サービスの負担の考え方については、保護者の負担軽減の観点から、検討してまいります。

自 民	永田 壮一 議員	一般質問	1
質問要旨	公教育の質の向上について (1) 特色ある教育活動を支援するために柔軟な予算措置はされているか。年度当初の枠組みにとらわれず、自由に使えるようにできないか。 (2) 児童生徒の体力不足と部活動のありかた、学校施設の有効活用をどう考えているか。 学校施設を外部委託でカルチャースクールとして開放できないか。 (3) 多すぎる宿題の弊害についてどのように考えているのか。		

永田議員の公教育の質の向上についてのご質問にお答えします。

はじめに、特色ある教育活動についてですが、事業費が特色ある教育活動、部活動の推進、伝統行事の継承の三つに分かれており、学校の創意工夫が生かされるよう、事前に学校と実施内容の調整を図っております。このため、各校一律の予算ではなく、教育活動の内容に応じて予算を配当しております。その後、事業の執行段階で予算に過不足が生じる場合もございますが、予算全体の枠の範囲で、予算の残額が生じる学校と、不足が見込まれる学校との再調整を柔軟に行い、可能な限り学校現場の意向に沿った、効果的かつ効率的な予算執行を行っているところでございます。

次に、体力向上と部活動の在り方についてですが、千代田区立学校の児童・生徒の体力については、平成28年度の調査結果では、ほぼすべての学年・性別で東京都の平均値を上回っており、特に小学生においては都内トップクラスの結果となっています。これは、体育の時間だけでなく、休み時間での遊びや放課後こども教室における体力向上の取り組みなどの成果が表れてきているものと認識しております。

また、部活動についてですが、仲間とともに切磋琢磨することや、目標達成で得られる満足感などは学校生活において非常に貴重な経験であり、心身の育成に大きな意義があると考えております。しかしながら、担当教諭が必ずしも専門の知識・経験を有している者ではないことから、議員ご指摘のとおり外部人材の活用による活動の充実が必要であり、現在、区立中学校・中等教育学校には外部指導員を配置し、指導体制の充実を図っているところでございます。

また、学校施設の有効利用については、学校の活動時間以外の支障のない範囲で地域に開放しており、スポーツや文化的な活動に利用されています。

ご提案の学校施設における外部委託による運営についてですが、部活動とカルチャースクール的な活動をどう融合するか、対象や運営面等についても課題がございますが、どのような形態の活動が相応しいか研究してまいりたいと考えております。

次に、多すぎる宿題の弊害についてですが、議員ご指摘のとおり、過大な分量の宿題は必ずしも成績向上につながらない側面がございます。

小学生では、家庭での学習習慣を身に着けることを目的として行っている宿題があり、一定の分量の宿題を継続的に課しています。一方、生徒による習熟度の違いが顕著となる中学生では、一律・多量の宿題は個々人の学習課題に必ずしも見合ったものとならないことがございます。このため、生徒それぞれの特性に応じた内容・分量の宿題を一部で取り入れています。今後、さらに木目の細かい対応が必要であると考えており、十分に研究しつつ、取り組んでまいります。

自 民	池田 とものり 議員	一般質問	2
質問要旨	食を通じた千代田のコミュニティについて (1) 2020五輪東京大会に向け、大使館との連携についてどのように考えているのか。 (2) 大使館との交流の契機として、各国の食文化を学ぶことで国際理解教育を推進してはどうか。		
答弁者	教育担当部長		

池田議員の大使館と区立学校との連携及び食文化を通じた国際理解教育の推進についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘の通り、区内には多くの国の大使館があり、ご質問にございましたお茶の水小学校以外でも交流が進められております。

麴町小学校ではポルトガル大使館やイスラエル大使館と交流し、大使館の方に日本の良さや、母国の文化や習慣についてお話しいただいています。また、九段幼稚園ではインド大使館から舞踊家の方が来園し、インド舞踊をご指導いただいております。九段中等教育学校では2年生が大使館巡りを実施しています。今後、その他の学校においても、各大使館との連携の道を模索し、交流を進めてまいります。

次に各国の食文化を学ぶことについてですが、現在、各区立学校がそれぞれ5か国を選定し、その国の文化や歴史等について学び、理解を深めています。その中には、食文化も含まれており、世界各地で長い年月を経て築かれてきた食文化について学んでいます。

また、オリンピック、ワールドカップなどの国際競技や国際行事の開催時期に合わせ、給食の献立にその国の料理を取り入れ、食べるだけでなく、献立の由来やその国の文化について、給食だよりや昼の放送で知らせるなど、多くの学校で食文化を通じた国際理解教育を進めているところです。

今後も、世界の食文化を通じた国際理解教育がより一層進められるよう、様々な機会を捉えた教育活動を進めてまいります。

千代田	林 則行 議員	一般質問	6
質問要旨	1. 小学校改築時の想定児童数と学級数の、現状との相違について 2. 小学校の適正規模について (1) 人口増により、公適配の時代より、教育環境が悪化し、「小学校設置基準」を充たせていない現状についての見解を (2) 小学校の適正規模、児童数、学級数、校庭面積などについて、新たな指針が必要と考えるが、区のことを		
答弁者	教育担当部長		

林議員の小学校の改築に関するご質問にお答えします。

- 平成以降に整備を行った小学校改築時の想定児童数と学級数の現状との相違についてですが、まず各小学校の改築時の児童数及び学級数は、昌平小学校213名7学級、千代田小学校201名8学級、麴町小学校323名12学級、富士見小学校321名12学級でございます。現状としては、平成29年5月1日現在、昌平小学校255名11学級、千代田小学校240名8学級、麴町小学校479名16学級、富士見小学校409名14学級となっております。

- 次に、小学校設置基準を充たしていない現状についてですが、文部科学省の全国一律の基準では、校舎、運動場の面積と体育館の設置（面積基準は無し）について定められています。

このうち、校舎については設置基準の最大約7倍の面積があり、すべての小学校で

大幅に基準を上回っています。しかしながら、運動場については、運動施設である体育館やプール等を除き、現状の校庭の面積と比較すると、すべての小学校で基準を下回っている状況です。ただし基準では、地域の実態やその他により特別の事情がある場合は、この限りでない、とされています。

このため、都心の狭隘な土地を有効利用し、体育館のほか屋上やプール施設の運動利用、隣接公園の活用、多目的ホールやピロティ・オープンスペースの利用など学校の状況に応じてスペースを可能な限り確保するとともに、これまでも絶えず施設の改善に取り組んできており、子どもたちの活動環境の向上に努めているところでございます。

- 次に、区立小学校の適正規模の児童数や学級数・校庭面積などに関する新たな指針の必要性についてですが、特に学校数の多い自治体では、校舍改築整備の指針を策定している事例がございます。しかしながら、本区は小学校8校という少数であり、改築にあたっては、それぞれの地域特性や学校の特色などを十分に考慮し、地域や学校関係者の方などで構成される施設建設協議会を立ち上げ、ご意見を伺いながら、学校の状況に見合うよう木目細やかに整備を進めていく方針をとっております。今後も、学校施設の整備にあたっては、文部科学省基準を念頭に置きながら、現況敷地の特性等を考慮しつつ、人口の動向や今日的な学習課題に対応できる施設内容となるよう、関係者の意見を伺いながら検討を進めてまいります。

千代田	林 則行 議員	一般質問	6
質問要旨	4 保育園の整備時と現状、今後の見込 (1) 基幹園たる区立保育園は、いくつの民間保育所を管轄できる状況なのか。 (2) 代替園庭として利用している公園等も園庭として活用できる状況なのか。		
答弁者	子ども部長		

林議員の保育園の役割及び代替園庭の活用に関するご質問にお答えいたします。

まず、基幹園の役割としては、民間保育所の管轄数ではなく、地域の子育て支援を充実させていくことが主眼であります。

地域の私立認可保育所や認証保育所など多様な保育施設間のネットワークを構築し、合同研修や情報交換を行い保育水準の向上に努めています。

また、保育所を利用していない子育てをする家庭が抱える、子育ての不安感・負担感・孤立感を軽減するための支援にも取り組んでいます。

現在、区として考えている基幹園は、区立保育園の他に、区立こども園、区立幼稚園も含んでおり、その園庭を活用して、私立保育園の園児が遊んでいる状況にあります。

したがって、今後も私立保育園を増やす際には、その地域にある基幹園の園庭や、区の低未利用地の活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、代替園庭として利用している公園等の活用状況についてですが、保育所が外遊びに行く場合、歳児別に遊ぶ場所は異なっております。保育所に在籍している子どもたち全員が、指定の代替園庭に毎日行くとは限りませんので、公園の余力の算出は非常に困難です。

ただし、子どもたちで非常に込み合っている公園もあることは認識しております。このため、区では、ほぼ毎日、私立保育施設に対してバスを貸し出しており、就学前の児童ではお散歩でなかなか行くことのできない北の丸公園や日比谷公園などで、戸外活動を楽しんでいるところです。

今後も区の低未利用地や、現在も使用している基幹園、児童館、小・中学校の校

庭などの区有施設の更なる活用に努めてまいります。

共 産	牛尾 耕二郎 議員	一般質問	7
質問要旨	教員の多忙化について ① 区立学校の教員の労働時間など教員の实態を把握しているか。 ② 教員の負担軽減のため、事務職員の増員、部活の土日の休養などの在り方検討、区教委への報告や職員研修を必要最小限にするよう検討を求める。 ③ 国への教職員定数の改善を要請することを求める。 区独自で教員の確保も含め、抜本的な増員の検討を。		
答弁者	教育担当部長		

牛尾議員の教員の多忙化についてのご質問にお答えします。

現在、国全体で「働き方改革」に取り組む中、学校における働き方改革についても進めていく必要があると認識しております。

学校を取り巻く環境が複雑・多様化する折、学校教育の更なる充実が求められている中で、教員の長時間労働による健康問題、メンタルヘルス対策などが課題となっており、教育活動の質に関わる重大な問題であると考えております。このため、勤務の実態を把握し、状況を踏まえた対策を講じていくことが必要でございます。

教職員の勤務実態については、現在、勤怠システムやタイムカード等による管理を行っていないため、概括的には承知していますが、精緻な状況は把握しておりません。このため、区が本年度導入した校務支援システムを活用して勤務時間を集計することを検討しており、現在、システム改修や運用方法の策定に着手しているところでございます。

事務職員の増員についてですが、学校における事務を集約し、学校現場の負担を軽減するため、本年度から学務課に「学校事務センター」を設置し、学校事務の一部を担っております。今後、「学校事務センター」で扱う事務を順次拡大していくこととしており、学校事務職員を増員することは考えておりません。

次に、部活動の在り方についてですが、ご指摘のように教員の負担軽減が課題となっています。このため、教員の多忙解消や部活動での技術指導の充実を図るため、現在、外部指導員を配置しております。これに加え、来年度から「部活動指導員」の配置を検討しており、技術指導だけでなく、教員が伴わなくとも大会の参加手続きや引率等も担うことが可能となります。これらにより、教員の負担を軽減するとともに、部活動のさらなる充実を進めてまいります。

次に、教員の教育委員会への報告や職員研修についてですが、教育委員会事務局で事前に精査し、最小限の内容を調査・報告することとしています。また、校務支援システムを活用し、手間をかけずに円滑かつ効率的に報告等が行われるよう、業務改善いたしました。

教員研修につきましても、必要な研修を厳選し、内容の統合や時期・回数を見直し、教職員の過度な負担とならないよう努めております。

次に、教員の定数改善の国への要望についてですが、教員が都の採用かつ都費負担職員であることから、東京都全体で検討すべき課題であると認識しております。現在、各区の担当課長で組織する「特別区指導室課長会」でも教員の多忙解消対策が検討されており、必要な要請等を東京都や国に対して行っております。

最後に、区費による独自の教員確保についてですが、従来より本区は、独自の非常勤講師の採用や部活動の外部指導員、スクールカウンセラーの配置など、手厚く人的な措置を行ってきたところでございます。

議員ご指摘の抜本的な教員の増員については、国が検討するべき課題であると認

識しておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

共 産	飯島 和子 議員	一般質問	6
質問要旨	1 区立児童相談所に関連して質問する。 (1) 子育ての悩みの背景について (2) 児童虐待と「しつけ」の違いについて (3) 「児童虐待」とはなにか、啓発活動に取り組むことの必要性について (4) 過去5年間で、児童・家庭支援センターから都に一時保護された区内の子どもの人数とその子どもたちの現在の状況について (5) 区立児童相談所の構想は一時保護、社会的養護の機能を持つものなのか。また、計画の進捗状況について (6) 児童相談所が区民に親しまれる場になるために、区民の理解を深め、今から努力を行うことの必要性について 2 スクールソーシャルワーカーについて (1) 区に導入されてから、スクールソーシャルワーカーが果たしてきた役割について (2) スクールソーシャルワーカーの増員について		
答弁者	子ども部長		

飯島議員の児童相談所に関するご質問についてお答えします。

子育ての悩みの背景についてですが、本区において、児童・家庭支援センターがかかわった、軽微な育児相談から児童虐待を含む「子どもと家庭に関わる総合相談」の件数は増えております。その理由は、虐待を未然に防ぐためにきめ細かな相談体制の強化を図っているためです。

議員ご指摘のとおり、子育てを頑張りすぎて行き詰まり、その結果、児童虐待につながる場合もあります。そこに経済的な不安、子どもの障害などが加わると、保護者が抱える不安やストレスはさらに大きくなります。千代田区は、転入の核家族世帯が多く、区内に地縁血縁がなく、祖父母などに日常的に協力を得られないことも子育ての様々な悩みや不安、ストレスへの原因となっていると言えます。

この悩みや不安をいかに解消させることができるかが、区の課題であると認識しております。

次に虐待としつけの違いですが、児童虐待としつけの違いを考える上で大切なことは、子どもの視点で判断するということです。虐待を繰り返している保護者は、自分の行為はしつけであると訴えますが、子どもの心身を傷つけるものであれば、それはしつけではなく、虐待です。一生懸命育児をしていく中で、ついつい間違っただしつけをしてしまい、それが児童虐待につながってしまったという事例も多くみられます。

児童虐待とは、身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待の4種類に分類されますが、最近は、面前DVや教育虐待と呼ばれている心理的虐待が増えています。この4種類は、各々が単独のものではなく、複合的なもの故に子どもに与えるダメージが大きくなります。児童虐待に関する知識の啓発は、虐待の未然防止や本人及び周囲への気づきにつながり、大変重要な事だと認識しています。

過去5年間で、児童・家庭支援センターから都に一時保護された区内の子どもの人数と現在の状況ですが、平成24年度から平成28年度までの5年間で児童・家庭支援センターでかかわった児童が一時保護された件数は、41件です。そのうち16件が一時保護から施設入所や里親委託となり、うち4件は家庭復帰となっています。現時点で29件は、在宅で生活していますが、児童相談所の支援が終わっても児童・

家庭支援センターと地域の支援が引き続き必要な場合が多くなっています。

次に区立児童相談所の構想ですが、区が児童相談所を設置した場合、東京都の児童相談所機能は、一時保護、社会的養護を含め、すべて区が担うことになります。

また、計画の進捗状況ですが、開設に至るまでは、数々の解決すべき課題があります。児童相談所行政の核心ともいえるべき人材育成・確保については、今年度は、都の児童相談所専門相談員OBを雇用し、来年度は、児童心理司を都の児童相談所に研修派遣する予定です。

本区は、子育ての悩みや困り事に関する相談・支援から、児童虐待等の子どもの命に危害が及ぶ緊急性が高い事案まで、一貫した切れ目のない支援体制を構築します。一人一人に寄り添った、区民が安心して子育てができ、信頼される千代田区版の児童相談所設置に向け、準備を進めています。全体像の構築や開始年度については、現在ロードマップを作成中です。

次に、スクールソーシャルワーカーの果たしてきた役割についてお答えします。スクールソーシャルワーカーは、いじめや不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、教育分野だけでなく社会福祉等の専門的な知識を有し、関係機関等と連携しながら、子どもたちが抱える様々な困難に対して子どもの側に立って一緒に考え、問題解決のサポートをします。児童・生徒及び保護者からの相談や必要に応じて家庭訪問、地域や関係機関との調整などを行っております。

活動実績としては、平成28年度は発達の問題3件、不登校18件、虐待6件など、合計32件でしたが、対応期間が数か月におよぶ事例も少なくなく、問題が複雑・多様化しているのが近年の特徴となっており、スクールソーシャルワーカーは導入以来、様々な問題解決に重要な役割を果たしてきたと認識しております。

スクールソーシャルワーカーの増員については、現況の体制で高水準の対応ができていていると考えておりますが、今後、その役割はますます重要になってくると考えており、相談状況の推移や他区の動向等を考慮しつつ、研究してまいります。